鴨川市告示第183号

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の当該指定に係る事業の廃止について

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関する要綱（平成28年鴨川市告示第31号）第５条第２項の規定により指定事業者の当該指定に係る事業の廃止の届出があったので、同要綱第８条の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月22日

鴨川市長　佐々木　久

（1）　廃止事業者の法人名　　株式会社ヤックスケアサービス

（2）　廃止事業者の所在地　　千葉県千葉市中央区問屋町１番地35号

（3）　代表者の氏名　　末　祐一郎

（4）　代表者の住所　　千葉県富津市大堀２丁目18番地７

（5）　廃止に係る事業所の名称　　ヤックスデイサービス鋸南

（6）　廃止に係る事業所の所在地　千葉県安房郡鋸南町下佐久間437番地１

（7）　廃止年月日　　令和８年10月31日

（8）　事業の種類　　第一号通所事業